

はじめに

2000年4月より日本で介護保険が実施されているが、利用者側からは、保険料の徴収、申請、許可、1割負担、サービス量の不足、人権擁護不足という問題があり、要介護認定課程からは、調査、ケアプラン、第2次判定と肝心の利用者から離れてしまって間接的であるという問題もある。中間経費も膨大であり、これらに対する監視機関がないことも問題である。このように自治体の行政は、介護現場の業務からとうのき、介護保険の利用者の実態がみえにくくなっている。

筆者は、以上のような問題点の多い日本の介護保険への不安から、福祉先進国のデンマークを訪れ、高齢者福祉について聞き取り調査することにより、精神的、身体的、経済的な自分の老後不安が少しでも解消されるのではないかと考えた。

特に、デンマークの高齢者福祉の調査聞き取りについてミュン市（Møn Kommune）を選んだのは、人口11,500人の平凡な自治体であり、デンマークの平均的な高齢者福祉の実態を知ることができると考え、また、2回目にロスキレ市（Roskilde Kommune）を調査対象に選んだのは、10年間に渡り日本から東京都日野市の「高齢者福祉視察」を受け入れてきた実績があること、世界遺産のロスキレ大聖堂をもつ閑静な中規模都市で、人口が5万人規模であること、首都コペンハーゲンより鉄道で西に30分と至便な位置にあること、施設入居者とスタッフの関係をみることができ、「高齢者委員会」（ældreråd）との交流で老い方の姿勢をみるできないかと考えたことである。筆者のデンマークへの興味関心について具体的に述べると、次のようになる。

第1に、福祉予算については、2000年8月にミュン市役所を調査訪問した際、福祉に重点が置かれた予算が組まれ、自治体の年間予算の60%は福祉部門に配分されていたことにおどろかされた。

第2に、デンマークでは、「高齢者委員会」が法律によって規定され、高齢者福祉に関することは行政が市議会開催前に「高齢者委員会」の意見を必ず聞かねばならないことになっていた。「高齢者委員会」に関する法律「社会行政領域における権利保障及び行政管理に関する法律(lov om retssikkerhed og administration på det sociale område)」は、1997年に制定されているが、もともと高齢者委員会は、高齢者自身の地域的な集まりから発展し、高齢者福祉に関することを自治体の行政に働きかけたのが元々の出発点であることに注目したい。ロスキレ市の「高齢者委員会」は、デンマークでも比較的早い時期の1991

年に成立し、現在も活発な活動が展開されている。

第 3 に、「介護度の判定」について、デンマークでは日本と違う方式でなされていた。高齢者福祉について、デンマークは国が枠組みだけを決める。高齢者福祉は、自治体に権限と責任がある。デンマークの自治体では「介護度の判定」は、利用者を熟知している訪問看護師により利用者の住宅で通常実施されている。判定には「利用者のニーズ」が大切にされ、訪問看護師と利用者との合意形成が図られ、書面によって契約がされる。

第 4 に、デンマーク人が大事にしている民主主義の根幹にある「話し合うことからの合意形成」も大切である。「話し合うこと」のもとを質せばグルンドヴィ（Grundtvig）に行き着く。グルンドヴィはデンマークの民主主義の土台であり、今日の高齢者福祉にも大きな影響を与えている宗教家であり教育者でもある。グルンドヴィの敷いた精神は今日のデンマーク人の心底で脈々といきづいている。

2002 年 8 月、ロスキレ市を調査訪問で訪れた際に、ロスキレ市の行政官の説明から、市民との「合意形成」が大切であることがわかった。5 年先、10 年先の人口動態統計をわかりやすい図表で情報を開示し、市民に説明している。行政が問題があると認識した時点から、必要な情報を常に市民に公開し、市民に問題を投げかけて話し合いを求めている。市民は長期期間、十分な時間をかけて話し合いを重ね、行政との合意形成が図られている。高齢者福祉の拡大する需要に対して、将来的に如何に財政を確保し、現在の介護の質を保つことができるか、将来を見越して常に市民に問いかけて合意形成を図っている。

以上の問題関心から、序章では、我が国におけるデンマークの高齢者福祉の先行研究を紹介した後で、「介護度の判定」の先行研究について、石黒暢氏と、伊東敬文氏の研究をみる。そして、グルンドヴィ（Grundtvig）を取り上げたい。グルンドヴィをとりあげるわけは、ロスキレ市でも現在盛んになされている「ブレンストーミングから合意形成」の土台が、グルンドヴィによって創設された「国民学校」にあると考えるからである。

第 1 章では、ロスキレ市を中心にデンマークの高齢者福祉の特徴をあげ、高齢者福祉予算、24 時間体制の在宅介護の必要性、ホームヘルパーの養成、コムーネ（kommune）管轄の補助器具センターの取り組み、作業療法士の働き、地区統合に向けての動きを紹介する。

第 2 章では、「高齢者委員会」を取り上げる。特に高齢者委員会の法的根拠や、先進的取り組みがなされてきたロスキレ市の高齢者委員会の歩み、現在の活動状況を聞き取り調査を通して紹介する。

第3章では、在宅介護サービスの提供方法について述べる。筆者は、「介護度の判定」にさいしては、利用者のニーズが一番大切であり、日頃利用者に接している訪問看護師によって行われるのがよいと考えているので、デンマークで実際なされている「介護度の判定」を取り上げる。そして、「介護度の判定」の簡単な例をミュン市で、詳細な例をロスキレ市で紹介する。

おわりに、デンマークの高齢者福祉の取り組みで、日本において参考になると思われるところを指摘したい。